

うるま市保育の措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 日

うるま市長 中村 正人

うるま市規則第 4 4 号

うるま市保育の措置に関する規則の一部を改正する規則

うるま市保育の措置に関する規則の一部を改正する規則（平成 2 8 年うるま市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 5 号中

「

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、うるま市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えを提起する場合は、1 の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者は、うるま市長となります。）提起しなければなりません（なお、異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

」を

「

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、うるま市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えを提起する場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、うるま市（代表者：うるま市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求

に対する裁決) の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。